

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第91条
処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 道路交通法 第93条第2項（免許証の記載事項） ○ 道路交通法施行規則 第23条第1項（適性試験） 第24条第6項（技能試験）
処 分 基 準： 身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙1「障害の状態と免許の範囲及び条件内容」を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙2「臨時適性検査等について」を基準とする。
問 い 合 わ せ 先： 運転免許試験場 運転免許本部免許管理課免許管理第一係 (03-3581-4321（内線 7251-5052）)
備 考：